

第10回 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成16年2月27日(金) 午後1時30分

場所 西木村総合開発センター 集会室

会議次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名について

4. 議 題

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 報告第20号 | 平成15年度田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算
(第1号)について |
| 報告第21号 | 平成16年度田沢湖・角館・西木合併協議会予算について |
| 協議案第10号 | 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議) |
| 協議案第11号 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
(継続協議) |
| 協議案第36号 | 地方税の取扱いについて(その2) |
| 協議案第37号 | 使用料、手数料等の取扱いについて |
| 協議案第38号 | 行政区の取扱いについて |
| 協議案第39号 | 納税関係事業の取扱いについて |
| 協議案第40号 | 商工・観光関係事業の取扱いについて |
| 協議案第41号 | 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて |
| 協議案第42号 | 建設関係事業の取扱いについて |
| 協議案第43号 | 電算システム事業の取扱いについて(提案) |
| 協議案第44号 | ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて(提案) |
| 協議案第45号 | 環境対策事業の取扱いについて(提案) |
| 協議案第46号 | 上・下水道事業の取扱いについて(提案) |
| 協議案第47号 | 地域交通対策関係事業の取扱いについて(提案) |

その他

5. 閉 会

合併協定項目

(その1)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
1	合併の方式について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
2	合併の期日について	H15. 4.10	第1回		
	(協議細目) 合併目標期日について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
3	新自治体の名称について	H15. 5.23	第2回		
4	新自治体の事務所の位置について	H15. 5.23	第2回		
5	財産の取扱いについて	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 財産の取扱いについて(財産区除く)	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
6	一般職の職員の身分の取扱いについて	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
7	新市町村建設計画について	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 新市町村計画の概要について	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
8	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回		
9	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回		
10	地方税の取扱いについて	H15. 6.27	第3回		
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その1)	H15. 6.27	第3回	H15. 7.25	第4回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その2)	H16. 1.23	第9回		
11	特別職の職員の身分の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
12	介護保険事業の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
13	慣行の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
14	各種事務事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 国際交流・広域交流事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 電算システム事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回		
	(協議細目) 広報広聴関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 納税関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回		
	(協議細目) 消防防災関係事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 交通安全関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 窓口業務の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 障害者福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 高齢者福祉事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 児童福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 生活保護事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回		
	(協議細目) 環境対策事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回		
	(協議細目) 商工・観光関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回		

合併協定項目

(その2)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
	(協議細目) 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回		
	(協議細目) 建設関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回		
	(協議細目) 上・下水道事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回		
	(協議細目) 市(町村)立学校の通学区域の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 学校教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 文化振興事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) コミュニティ活動の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 社会教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 地域交通対策関係事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回		
15	条例・規則等の取扱いについて	H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
16	公共的団体等の取扱いについて	H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
17	補助金・交付金等の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
18	使用料、手数料等の取扱いについて	H16. 1.23	第9回		
19	行政区の取扱いについて	H16. 1.23	第9回		

報告第20号

平成15年度 田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算(第1号)

平成15年度 田沢湖・角館・西木合併協議会の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ541千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,542千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

第1表 歳入歳出補正予算

【歳入】

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説 明
3 繰越金		0	541	541	
	1 繰越金	0	541	541	任意合併協議会繰越金 541
歳入合計		25,001	541	25,542	

【歳出】

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説 明
1 総務費		7,983	1,261	9,244	
	1 会議費	1,823	337	2,160	協議会 85
					小委員会 252
2 事務費	6,160	924	7,084	事務所維持費 924	
2 事業推進費		16,681	-1,261	15,420	
	1 事業推進費	16,681	-1,261	15,420	新市例規立案策定委託料 -1,969 新市名称募集関係費 708
3 予備費		337	541	878	
	1 予備費	337	541	878	
歳出合計		25,001	541	25,542	

報告第21号

平成16年度 田沢湖・角館・西木合併協議会予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,001千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 予算支出にあたり、款項相互の金額は必要に応じて流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	説明
1 負担金		20,000	20,000	0	
	1 負担金	20,000	20,000	0	田沢湖町 7,176 角館町 7,706 西木村 5,118
2 県支出金		0	5,000	-5,000	
	1 県支出金	0	5,000	-5,000	法定合併協議会支援事業費補助金 -
3 繰越金		1,000	0	1,000	
	1 繰越金	1,000	0	1,000	前年度繰越金 1,000
4 諸収入		1	1	0	
	1 諸収入	1	1	0	預金利子 1
歳入合計		21,001	25,001	-4,000	

歳出

(単位:千円)

款	項	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	説明
1 総務費		8,682	7,983	699	
	1 会議費	1,853	1,823	30	協議会 1,815 幹事会 1 専門部会 1 監査 36
	2 事務費	6,829	6,160	669	事務所維持費 4,155 事務所物品等賃借料 2,274 事務連絡旅費等 400
2 事業費		12,060	16,681	-4,621	
	1 事業推進費	12,060	16,681	-4,621	新市建設画策定 3,475 新市将来構想策定 300 新市例規立案策定 80 住民PR費(PR誌、啓発、リーフレット等) 3,694 合併調印式関係 652 市章募集関係 581 職員研修会 330 新市誕生記念事業等 1 合併先進地調査研修費 2,912 新市名称関係 35
3 予備費		259	337	-78	
	1 予備費	259	337	-78	
歳出合計		21,001	25,001	-4,000	

協議案第10号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	3町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 新市の議会議員定数は24人とする。		

区分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例(合併特例法第6条)を適用する場合	在任に関する特例(合併特例法第7条)を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任期	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間。
3 定数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口(地方自治法第254条)区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 地方自治法第91条第2項 人口5万人未満の市 26人 人口2万人以上の町村 26人 (平成15年1月1日から施行) *人口 = 官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。 (地方自治法第254条)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 *合併後の人口が 5万人未満市、2万人以上町村 = 26人 2倍を超えない範囲 26人×2 = 52人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。(合併特例法第6条第1項)	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は第91条の規定に至るまで減少する。
4 選挙期日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選挙区	条例で選挙区を設けることができる。(公職選挙法第15条第6項) (合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。(公職選挙法施行令第9条))		

協議案第 1 1 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	<p>3町村の農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、一つに統合し、旧町村を区域とする3つの選挙区を設けるものとする。</p> <p>選挙による委員の定数は、20人とする。</p> <p>各選挙区ごとの委員の定数については、合併時まで調整する。</p>		

	田沢湖町	角館町	西木村	計
現在の農業委員会委員の定数及び任期	定数 19人 選挙委員 14人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人)	定数 16人 選挙委員 11人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人)	定数 15人 選挙委員 10人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人)	定数 50人 選挙委員 35人 選任委員 15人 (農協推薦 3人) (共済推薦 3人) (議会推薦 9人)
	任期 平成17年7月19日	任期 平成17年7月19日	任期 平成17年7月19日	
	<p>農業委員会の委員の任期は、農業委員会制度が発足した昭和26年7月に執行された一般選挙以来、3年ごとに任期満了に伴う一般選挙が執行されてきました。3町村の農業委員会は、委員の総辞職や解散等がなかったため大多数の自治体と同様に、現在の委員の任期は平成17年7月19日となっています。</p> <p>これまでの例によると、平成17年7月には、第19回農業委員会委員の統一選挙が執行されるものと思われます。</p> <p>農業委員会を設置している自治体の約68%が、3町村農業委員会の委員の任期と同様となっています。(平成14年、第18回統一選挙時)</p>			
課題等	<p>農業委員会の事務の取扱いについて 農業委員会が行うべき、「農地の競売の買受適格証明」、「耕作証明」、「贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明」等の証明発行などの農地法関係の事務の処理については、市町村の合併に伴い農業委員会が一時的に事務を行えないとしても農業委員会が設置されていることには変わりなく、市町村長部局が当該事務処理をすることは適当でないといわれています。</p> <p>農業委員会の設置数について 新自治体の区域面積が、10万ha以上であり、農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定(施行令による基準 市町村の区域面積が24,000haを超える)により、2以上の農業委員会を置くことができることとなっています。</p> <p>なお、一の農業委員会の、合併特例法第8条第1項の規定により新設合併の場合は選挙による委員の数は80人を超えられないと規定されていますが、3町村の農業委員会の選挙による委員の数は35人であり全委員が新自治体の農業委員会の選挙による委員となることができます。</p> <p>農業委員会の選挙による委員の定数について 新自治体における選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2の規定により、30人以下で条例により定めることになっています。また、選任の委員は、農協推薦1人、共済推薦1人、議会推薦5人以下となっています。</p> <p>なお、農業委員会等に関する法律第19条の規定により、選挙による委員の定数が20人を超える場合は、農地部会を設置しなければなりません。</p>			

新市農業委員会の定数及び任期	区 分		選任方法等	定 数	任 期	根 拠 法 令
	新しいまちに1つの委員会を置く場合	原則	新たに選挙する	条例で定める数	3年	農業委員会等に関する法律第3条、第7条及び第15条の各第1項
		特例	右記の定数を超えるときは、合併関係町村の選挙による委員で互選する	協議により80人を超えず10人を下らない数(注)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項
	合併前の農業委員会の区域を引き継ぐ場合	特例	3つの農業委員会委員がそのまま在任	3つの農業委員会委員定数	それぞれの任期までの期間	市町村の合併の特例に関する法律第34条第1項
合併後に新たに2以上の農業委員会を設置する場合	特例	右記の定数を超えるときは、合併関係町村の選挙による委員で互選する	協議により80人を超えず10人を下らない数(注)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項	
(注) 欠員を生じ、又は委員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第7条の定数に至るまで減少する。						

協議案第36号

地方税の取扱いについて（その2）

地方税の取扱いについて（その2）、次のとおり提案する。

協議事項	地方税の取扱い(その2)	関係項目	
調整の内容	<p>1. 国民健康保険税は、算定方式を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式とし、税率については、できるだけ大幅な変動が生じないよう調整に努め、新市の賦課時に決定する。納期については、6期とし最終納期を12月28日とする。</p> <p>2. 都市計画税については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、新市において事業の見直しも含めた検討を行い、将来的に廃止の方向で調整する。</p> <p>3. 納税貯蓄組合に係る事務費補助金については、合併時に再編することとし、奨励的補助金は、新市において廃止する。</p>		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
国民健康保険税	基礎課税額 (世帯主及び世帯の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額) 課税限度額 530,000円	基礎課税額 (世帯主及び世帯の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額) 課税限度額 530,000円	基礎課税額 (世帯主及び世帯の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額) 課税限度額 530,000円	基礎課税額の限度額については、医療費の動向を考慮し、平成17年度から統一のうえ課税する。
	基礎課税額の税率(H15) ・所得割額 7.50% ・資産割額 11.60% ・均等割額(一人につき) 22,800円 ・世帯別平等割額(一世帯) 28,500円	基礎課税額の税率H15) ・所得割額 8.00% ・資産割額 25.00% ・均等割額(一人につき) 23,000円 ・世帯別平等割額(一世帯) 34,000円	基礎課税額の税率(H15) ・所得割額 6.50% ・資産割額 32.00% ・均等割額(一人につき) 23,000円 ・世帯別平等割額(一世帯) 33,000円	基礎課税額の税率については、医療費の動向を考慮し、平成17年度から統一のうえ課税する。
	介護納付金課税額(基礎課税額に同じ) 課税限度額 80,000円	介護納付金課税額(基礎課税額に同じ) 課税限度額 80,000円	介護納付金課税額(基礎課税額に同じ) 課税限度額 80,000円	介護納付金課税額の課税限度額については、医療費の動向を考慮し、平成17年度から統一のうえ課税する。
	介護納付金課税額の税率 ・所得割額 1.08% ・資産割額 3.44% ・均等割額 7,900円 ・世帯別平等割額(一世帯) 4,900円	介護納付金課税額の税率 ・所得割額 1.20% ・資産割額 4.00% ・均等割額 5,500円 ・世帯別平等割額(一世帯) 6,000円	介護納付金課税額の税率 ・所得割額 1.00% ・資産割額 6.80% ・均等割額 7,000円 ・世帯別平等割額(一世帯) 4,000円	介護納付金の税率については、医療費の動向を考慮し、平成17年度から統一のうえ課税する。
	納 期 第1期 7月10日から同月31日 第2期 9月1日から同月30日 第3期 10月1日から同月31日 第4期 12月1日から同月25日	納 期 第1期 7月1日から同月31日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 9月1日から同月30日 第4期 10月1日から同月31日 第5期 11月1日から同月30日 第6期 12月1日から同月28日	納 期 第1期 7月1日から同月31日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 9月1日から同月30日 第4期 10月1日から同月31日 第5期 11月1日から同月30日 第6期 12月1日から同月25日	角館町の例による。 平成17年度から6期とし、最終納期を12月28日とする。

		現 況		調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
都市計画税	課税なし	<p>課税客体等 次の区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準としてその所有者に課する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 旧角館地区全部(下川原地区を除く) 大字小勝田の内次の小字の全部 鷓ノ崎、中川原、下川原、石淵 大字小勝田の内次の小字については 国道46号線東側全部と国道46号線西側50メートル以内の部分 間野、下村、滝の沢、小倉前 <p>税 率 0.18%</p> <p>賦課期日 当該年度の初日の属する年の1月1日</p> <p>納 期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期 5月 1日から同月31日 ・第2期 7月 1日から同月31日 ・第3期 9月 1日から同月30日 ・第4期 11月 1日から同月30日 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税の税率 都市計画税の税率は、0.3 / 100を 超えることができない。 ・平成14年度現年度課税分 45,598,500円 ・平成15年度現年度課税分(当初) 46,224,100円 	課税なし	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。 新市において財政計画も含めた事業の見直しを協議し、廃止に向けた調整を行う。</p>

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
納税貯蓄組合	事務費補助金 ・組合使用人の給料費 (組合員数) 15人未満 2,000円以内 15人以上20人未満 4,000円以内 20人以上30人未満 6,000円以内 30人以上 8,000円以内 ・書類帳簿等の購入費 1組合につき 1,200円以内 ・事務所使用料 1組合につき 1,500円以内 ・その他の事務諸費 組合員一人につき 150円以内 平成14年度実績 1,262,900円 平成15年度予算 1,312,000円	事務費補助金 該当なし	事務費補助金 ・平等割額 (組合員数) 15人以下の組合 20,000円 16人以上30人まで 30,000円 31人以上40人まで 40,000円 41人以上 50,000円 ・均等割額 組合員一人につき 1,000円 ・納期内収納割合が95%未満の組合に対しては、上記の補助金額を次の区分により減額する。 1.90%以上95%未満 10%減額 2.85%以上90%未満 20%減額 3.85%未満 30%減額 平成14年度実績 2,998,700円 平成15年度予算 3,000,000円	西木村の例による。
	奨励的補助金(H15現在) (国民健康保険税以外) ・納期内納付額 2.5% ・年内納付 1.0% (国民健康保険税) ・納期内納付額 1.0% ・年内納付 0.5% 毎年各率0.5%減額中 平成14年度決算 12,163,500円 平成15年度予算 22,494,000円	奨励的補助金(H15現在) ・世帯割額 納期内完納組合 600円 ・税額割額 納期内完納組合 3.0% 一定の地域を単位とした組合以外の組合に交付する税額割額は、2.5% 平成14年度決算 25,293,900円 平成15年度予算 21,227,000円	奨励的補助金 該当なし	

協議案第 37 号

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	使用料・手数料等の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>1 3町村で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。</p> <p>2 3町村で差異のある使用料及び手数料については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金のあり方等を合併時に統一するよう調整する。</p> <p>3 各種施設等の使用料については施設の内容、建設年度が異なることから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料については可能な限り統一に努める。</p>	

現 況	
<p>主な使用料、手数料の例</p> <p>主な使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> 町村営住宅使用料 道路占用料 水道使用料 下水道等使用料 公民館、体育館等使用料 野球場、都市公園等使用料 斎場使用料 公営墓地使用料 駐車場使用料 	<p>主な手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍手数料 住民票手数料 印鑑証明手数料 諸証明手数料 公募閲覧手数料 診断書料 狂犬病予防事務手数料 臨時運行許可申請手数料 督促手数料
<p>関係法令</p> <p>(使用料) 地方自治法第225条 「普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」</p> <p>(手数料) 地方自治法第227条 「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定に者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」</p> <p>地方自治法第228条第1項 「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。」</p>	

協議案第 38 号

行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	行政区の取扱い	関係項目	
調整の内容	行政区については、当面の間現行のとおりとする。新市において統合再編に努める。 3町村が行っている行政連絡員制度を現行のとおり新市で継続する。なお、行政連絡員の行う業務については合併時までに調整する。		

現 況			調整方針
田沢湖町	角館町	西木村	
行政区 田沢地区 11 行政区 生保内地区 47 行政区 神代地区 57 行政区 合計 115 行政区 行政事務連絡員 ・ 115 名 (任期 1 年) 会 議 行政事務連絡員会議 毎年 4 月に開催 業 務 「町広報」「議会だより」お知らせ文書等を各戸に配布する。 配布回数 月 3 回 (10 日、20 日、末日) 報 酬 世帯割 450 円 均等割 10,000 円 平成 14 年度決算額 2,847 千円 平成 15 年度予算額 3,012 千円	行政区 角館地区 89 行政区 中川地区 25 行政区 雲沢地区 36 行政区 白岩地区 30 行政区 合計 180 行政区 行政連絡員 ・ 180 名 (任期 1 年) 会 議 行政連絡員会議 毎年 6 月に開催 業 務 「お知らせナビ」チラシ等を各戸に配布する。 配布回数 月 2 回 (1 日、15 日) 報 酬 世帯割 300 円 均等割 8,500 円 平成 14 年度決算額 3,833 千円 平成 15 年度予算額 2,983 千円	行政区 西明寺地区 47 行政区 檜木内地区 33 行政区 合計 80 行政区 行政連絡員 ・ 80 名 (任期 1 年) 会 議 集落座談会と合わせて開催 業 務 「村広報」「議会だより」お知らせ文書等を各戸に配布する。 配布回数 月 3 回 (5 日、15 日、25 日) 報 酬 世帯割 970 円 均等割 20,000 円 平成 14 年度決算額 3,188 千円 平成 15 年度予算額 3,216 千円	行政区については、当面の間現行のとおりとする。 現在の行政連絡員制度を現行のとおり新市で継続する。 なお、行政連絡員の行う業務については合併時までに調整する。

協議案第 39 号

納税関係事業の取扱いについて【協定項目 23 - 4】

納税関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	納税関係事業
調整の内容	<p>1. 申告受付事務は、新市において調整する。</p> <p>2. その他納税関係事務及び事業については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 合併時まで調整するもの</p> <p>(2) 新市において調整するもの</p>		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
申告受付	住民税・所得税の申告期間中の対応 ・受付会場 田沢湖町役場税務課 田沢地区 - コミュニティホーム 神代地区 - 就業改善センター 生保内地区 - 総合開発センター (地区以外からの申告相談も受付)	住民税・所得税の申告期間中の対応 ・受付会場 角館町役場税務課 角館地区 - 伝承館 中川地区 - 多目的研修センター 雲沢地区 - 農林業研修センター 白岩地区 - 基幹集落センター (地区以外からの申告相談も受付)	住民税・所得税の申告期間中の対応 ・受付会場 西木村役場税務課 上桧木内地区 - 公民館 桧木内地区 - 林業総合センター 西明寺地区 - 総合開発センター (地区以外からの申告相談も受付)	新市において調整する。
口座振替	対象税目 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税 口座振替金融機関 指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関 引落日 ・町県民税 6/15・6/30・8/31・10/31・12/25 ・固定資産税 5/15・5/31・7/31・9/30・11/30 ・軽自動車税 5/31 ・国民健康保険税 7/31・9/30・10/31・12/25	対象税目 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税 口座振替金融機関 指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関 引落日 ・町県民税 6/15・6/25・8/25・10/25・12/25 ・固定資産税 5/15・5/25・7/25・9/25・11/25 ・軽自動車税 4/25 ・国民健康保険税 7/25・8/25・9/25・10/25・11/25・12/25	対象税目 村県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税 口座振替金融機関 指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関 引落日 ・村県民税 6/15・6/30・8/31・10/30・12/25 ・固定資産税 5/15・5/31・7/31・9/30・11/30 ・軽自動車税 4/30 ・国民健康保険税 7/31・8/31・9/30・10/31・11/30・12/25	角館町の例とする。
督促	督促の発送 納期から20日以内 督促手数料 督促状1通につき 100円	督促の発送 納期から20日以内 督促手数料 督促状1通につき 100円	督促の発送 納期から20日以内 督促手数料 督促状1通につき 100円	現行のとおり新市に引き継ぐ。

現 況				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
各種証明	<p>申請者の押印 原則として認印を求めるが、ない場合は 拇印若しくは署名のみも認める場合がある。 法人の場合は、法人印を求める。</p> <p>委任状、添付書類 本人でない場合は委任状が必要。ただし 個別の通達等により交付を認める場合がある。 この場合、必要に応じ関係書類を提出 させ確認する。</p> <p>料金の種類 1件につき200円、1,300円、無料</p>	<p>申請者の押印 原則として認印を求めるが、ない場合は 拇印若しくは署名のみも認める場合がある。 法人の場合は、法人印を求める。</p> <p>委任状、添付書類 本人でない場合は委任状が必要。ただし 個別の通達等により交付を認める場合がある。 この場合、必要に応じ関係書類を提出 させ確認する。</p> <p>料金の種類 1件につき200円、1,300円、無料</p>	<p>申請者の押印 原則として認印を求めるが、ない場合は 拇印若しくは署名のみも認める場合がある。 法人の場合は、法人印を求める。</p> <p>委任状、添付書類 本人でない場合は委任状が必要。ただし 個別の通達等により交付を認める場合がある。 この場合、必要に応じ関係書類を提出 させ確認する。</p> <p>料金の種類 1件につき200円、1,300円、無料</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

協議案第40号

商工・観光関係事業の取扱いについて【協定項目23-19】

商工・観光関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	商工・観光関係事業
調整の内容	1 中小企業振興対策事業は、角館町の例により調整する。 2 中小企業事業資金融資制度は、田沢湖町の例により調整する。 3 観光施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 4 観光イベント及びPR事業は、主催団体と協議の上、新市において調整する。		

事務事業名	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
1 中小企業等振興 対策事業	工業振興促進事業 対象 製造、加工を行う施設 対象事業所(新設) ・投下固定資産総額 5,000万円以上 ・常時雇用者数 10人以上 対象事業所(増設) ・投下固定資産総額 3,000万円以上 ・常時雇用者数 10人以上増加 助成措置 ・固定資産税課税免除 3年間 ・固定資産税不均一課税(4～5年度) H15 指定事業所数 なし H14 減免措置額 - 千円	産業振興事業 対象 製造業、運輸通信業、卸売業、サービス業(風俗営業を除く) 対象事業所(新設) ・投下固定資産総額 2,000万円以上 ・常時雇用者数 10人以上 対象事業所(増設) ・投下固定資産総額 2,000万円以上 ・常時雇用者数 10人以上増加 助成措置 ・固定資産税課税免除 5年間 H15 指定事業所数 4事業所 H14 減免措置額 11,651千円	工場誘致事業 対象 製造、加工を行う施設 対象事業所(新設) ・投下固定資産総額 1,000万円以上 ・常時雇用者数 10人以上 対象事業所(増設) ・投下固定資産総額 500万円以上 ・常時雇用者数 10人以上増加 助成措置 ・固定資産税相当額の奨励金交付 5年間 H15 指定事業所数 なし H14 奨励金交付額 - 千円	角館町の例により、調整する。 なお、合併前の町村において対象となっている事業所については、従前の例による。
2 中小企業事業資金 融資等	田沢湖町中小企業振興資金 貸付限度額 ・運転資金 1,000万円 ・設備資金 1,500万円 利子補給 1.5%/年 保証料補給 全額(1.0%) 預託金額 1億2,000万円 H14 利用件数 38件 H14 融資総額 232百万円 H14 利子補給金 6,844千円 H14 保証料補助 5,318千円	角館町中小企業振興資金 貸付限度額 ・運転資金 1,500万円 ・設備資金 1,500万円 利子補給 2.0%/年 保証料補給 全額(1.0%) 預託金額 1億2,000万円 H14 利用件数 30件 H14 融資総額 192百万円 H14 利子補給金 2,342千円 H14 保証料補助 4,169千円	西木村中小企業振興資金 貸付限度額 ・1,000万円 利子補給 2.4%以内/年 保証料補給 全額(1.0%) 預託金額 2,500万円 H14 利用件数 24件 H14 融資総額 22百万円 H14 利子補給金 2,387千円 H14 保証料補助 1,157千円	田沢湖町の例により、調整する。 なお、合併前の町村において行った、融資については、従前の例による。

事務事業名	現 況			調 整 方 針
	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村	
	秋田県新規事業展開資金 (事業革新資金) 貸付限度額 1億円 利子補給 1.3%/年 H14 利用件数 2件 H14 融資総額 101百万円 H14 利子補給金 530千円			
	秋田県中小企業振興資金 貸付限度額 1億円 利子補給 1.5%/年 預託金額 2,000万円 H14 利用件数 5件 H14 融資総額 69百万円 H14 利子補給金 3,559千円	秋田県中小企業振興資金 預託金額 1,500万円 H14 利用件数 - 件 H14 融資総額 - 百万円 H14 利子補給金 - 千円		
3 観光施設管理事業	主な観光施設 ・観光情報センター「フォレイク」 ・田沢湖キャンプ場 ・県営田沢湖オートキャンプ場 H14 施設管理経費 36,499千円 H14 使用料等収入 10,521千円	主な観光施設 ・観光情報センター「駅前蔵」 ・樺細工伝承館 ・西宮家 H14 施設管理経費 75,082千円 H14 使用料等収入 30,817千円	主な観光施設 ・かたまえ山森林公園 ・御座の石(鏡岩、渦頭霊泉) ・田沢湖畔 共生木群 H14 施設管理経費 16,036千円 H14 使用料等収入 6,222千円	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
4 観光イベント及びPR事業	主な観光イベント 【名称】 田沢湖高原雪まつり ・2月 第四 金、土、日 【名称】 刺巻の水芭蕉まつり ・4月中旬～5月上旬 【名称】 田子ノ木の観桜会 ・4月下旬～5月上旬 【名称】 生保内公園つつじ祭り ・5月11日～19日	主な観光イベント 【名称】 火振りかまくら ・2月 13～14日 【名称】 角館の桜まつり ・4月19日～5月5日 【名称】 角館の送り盆行事 ・8月15日 【名称】 角館のお祭り ・9月 7～9日	主な観光イベント 【名称】 上桧木内紙風船上げ ・2月 10日 【名称】 松葉の裸参り ・2月 第三 日曜日 【名称】 中里のカンデッコあげ ・旧暦 1月 15日 【名称】 鎌足・八津のカタクリ ・4月15日～5月5日	現行のとおり新市に引き継ぎ、主催団体と協議し、調整する。

事務事業名	現 況			調 整 方 針
	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村	
	【名称】 田沢湖まつり ・7月 第三 土曜日 【名称】 田沢湖マラソン ・9月 第三 日曜日 【名称】 田沢湖ツーデーマーチ ・9月 第四 土、日曜日 【名称】 抱返り紅葉祭り ・10月10日～11月3日 H14 開催経費 20,720千円	【名称】 抱返り紅葉祭り ・10月10日～11月3日 H14 開催経費 14,878千円	【名称】 戸沢氏祭 ・8月 17日 【名称】 田沢湖ツーデーマーチ ・9月 第四 土、日曜日 H14 開催経費 9,392千円	
	主なPR関連事業 ・観光パンフレットの作成、配布 ・町ホームページへの観光情報掲載 ・旅行雑誌広告掲載、テレビ広告宣伝 ・観光ポジフィルムを作成 H14 観光PR経費 4,620千円	主なPR関連事業 ・観光マップの作成、配布 ・町ホームページへの観光情報掲載 ・フィルムコミッション事業活動 H14 観光PR経費 12,069千円	主なPR関連事業 ・観光パンフレットの作成、配布 ・村ホームページへの観光情報掲載 ・観光情報誌にイベント情報掲載 H14 観光PR経費 436千円	合併時に統合する。

協議案第 4 1 号

勤労者・消費者関連事業の取扱いについて

【協定項目 2 3 - 2 0】

勤労者・消費者関連事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	勤労者・消費者関連事業
調整の内容	1 勤労者・消費者対策事業は、勤労者支援及び消費者保護の観点から新市において取り組みに努める。		

事務事業名	現 況			調 整 方 針	
	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村		
1 勤労者対策事業	<p>勤労者対策事業費補助金 従業員の資質向上や職場環境の充実のため、中小企業者が行う従業員技術修得・資格取得研修事業や勤労者福利厚生設備事業に対し、補助金を交付する。</p> <p>・補助率 2/3 ・限度額 研修等 20万円、 福利厚生施設 200万円 H14 研修等 2社 302千円 H14 福利厚生 1社 107千円</p>			<p>勤労者・雇用対策事業は、田沢湖町の例により調整し、新市に引き継ぐものとし、離職者対策支援資金は廃止する。</p>	
	<p>雇用対策事業費補助金 離職者や学卒未就職者が行う技術修得及び資格取得研修に対し、補助金を交付する。</p> <p>・補助率 80% ・限度額 5万円 H14 3人 150千円</p>				
		<p>角館町離職者支援資金 非自発的離職者に対し、再就職までの生活、技能訓練等に必要な資金の一部を貸付し、求職活動を支援する。</p> <p>・貸付限度額 10万円(無利子) ・返済期間 20か月</p>			
	<p>勤労者福祉資金預託金 勤労者の融資資金の原資として東北労働金庫に対し、預託を行う。</p> <p>・預託金額 2,000万円</p>	<p>勤労者福祉資金預託金 勤労者の融資資金の原資として東北労働金庫に対し、預託を行う。</p> <p>・預託金額 1,500万円</p>	<p>勤労者福祉資金預託金 勤労者の融資資金の原資として東北労働金庫に対し、預託を行う。</p> <p>・預託金額 1,000万円</p>		<p>現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、預託金額は新市において調整する。</p>

事務事業名	現 況			調 整 方 針
	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村	
2 消費者行政	消費者相談 町民からの悪徳商法による被害相談等について、アドバイスするとともに、秋田県生活センター等と連携し、解決に努める。	消費者相談 町民からの悪徳商法による被害相談等について、アドバイスするとともに、秋田県生活センター等と連携し、解決に努める。	消費者相談 村民からの悪徳商法による被害相談等について、アドバイスするとともに、秋田県生活センター等と連携し、解決に努める。	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
		消費者の会 消費者の会に対して、活動費補助金を年間7万円を交付している。		本制度は、いずれも合併時に廃止する。 なお、消費者対策については、新市において調整する。
			西木村消費者会議 消費者意識の啓発と実践活動の推進を図り、消費者問題を協議することを目的に西木村消費者会議を設置。	

協議案第42号

建設関係事業の取扱いについて【協定項目23-21】

建設関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	建設関係事業の取扱い
調整の内容	<p>1 都市計画マスタープラン及び都市計画区域については、新市において新たに策定する。なお、それまでの間は現行どおり引き継ぎ運用する。</p> <p>2 町村道については、すべて市道として引き継ぐものとする。なお、新市においては、市道認定基準を新たに策定する。</p> <p>3 除雪計画については、新市において新たに除雪計画を策定する。</p> <p>4 公営住宅及び使用料については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>5 用地取得については、合併後3年を目途に地理的条件を考慮しつつ、公平性・公正性が確保されるよう取得額算定方法を調整する。なお、それまでは現行どおりとする。</p>		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
1 都市計画関係事業	都市計画マスタープラン 計画名 田沢湖町都市計画マスタープラン 計画期間 平成16～35年度(20年)	都市計画マスタープラン 計画名 角館町都市計画マスタープラン 計画期間 平成13～32年度(20年)		新市において新たに策定する。なお、それまでの間は現計画を引き継ぎ運用する。
	都市計画区域 都市計画区域 6,680ha 用途地域指定面積 239ha	都市計画区域 都市計画区域 1,253ha 用途地域指定面積 343ha		新市において新市域の均衡が図られるよう新たに区域を設定する。なお、それまでは現区域を引き継ぐものとする。
	都市計画審議会 田沢湖町都市計画審議会 委員 10名(任期2年)	都市計画審議会 角館町都市計画審議会 委員 10名(任期2年)		新市において新たに都市計画審議会を設置する。
	都市公園 公園名 生保内公園 (野球場、テニスコート、サブ広場、すもう場、管理棟)	都市公園 公園名 丸山児童公園(児童公園) 岩瀬児童公園(児童公園) 桧木内川河川公園(河川緑地) 花場山公園(いこいの森) 古城山公園(いこいの森) 落合河川公園(河川緑地) 落合運動公園(運動公園)		新市に引き継ぎ、管理の適正化、効率化に努めるものとする。
	都市公園使用料又は占用料 (別表1を参照)	都市公園使用料又は占用料 (別表1を参照)		合併時に角館町の例に統一する。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
2 町村道等関係事業	町道 町道認定 道路法第8条に基づく認定 路線数及び延長 1級 40路線(延長 109,010m) 2級 8路線(延長 14,835m) その他 559路線(延長 227,494m) 計 607路線(延長 351,339m)	町道 町道認定 道路法第8条に基づく認定 路線数及び延長 1級 22路線(延長 44,924m) 2級 20路線(延長 20,593m) その他 858路線(延長 302,131m) 計 900路線(延長 367,648m)	村道 村道認定 道路法第8条に基づく認定 路線数及び延長 1級 18路線(延長 46,030m) 2級 15路線(延長 17,098m) その他 152路線(延長 61,386m) 計 185路線(延長 124,514m)	町村道については、すべて市道として引き継ぐものとする。なお、新市においては、市道認定基準を新たに策定する。
	町道整備計画(測量、改良等) 15年度～17年度計画 路線数 18路線 総事業費 995,000千円 <財源> 国県支出金 138,500 地方債 669,000 一般 187,500 第4次大曲仙北広域市町村圏計画 実施計画より	町道整備計画(測量、改良等) 15年度～17年度計画 路線数 14路線 総事業費 1,198,520千円 <財源> 国県支出金 550,000 地方債 604,900 一般 43,620 第4次大曲仙北広域市町村圏計画 実施計画より	村道整備計画(測量、改良等) 15年度～17年度計画 路線数 24路線 総事業費 1,169,674千円 <財源> 国県支出金 267,900 地方債 736,500 一般 165,274 第4次大曲仙北広域市町村圏計画 実施計画より	新市において現計画を見直し新計画を策定する。なお、それまでは現計画を引き継ぐものとする。なお、老朽橋梁については、耐荷力上の緊急性、必要性に応じて対応するものとする。
	町道占用料 (別表2を参照)	町道占用料 (別表2を参照)	村道占用料 (別表2を参照)	3町村に差異がなく、現行どおりとする。
	街路灯 町設置 町管理(道路照明) 771基 地域管理(防犯灯) - 地域設置 町管理(防犯灯) 78基 地域管理(防犯灯) 552基 地域設置経費に対する補助制度有り	街路灯 町設置 町管理(道路照明) 807基 地域管理(防犯灯) 948基 地域設置 町管理(防犯灯) - 地域管理(防犯灯) -	街路灯 村設置 村管理(道路照明) 209基 地域管理(防犯灯) - 地域設置 村管理(防犯灯) - 地域管理(防犯灯) 216基 地域設置経費に対する補助制度有り	設置済みの街路灯は従前の管理方法によるものとする。新市においては、原則として道路照明は新市の設置・管理とし、防犯灯は地域の設置・管理とする。なお、地域設置経費に対する補助制度は、田沢湖町、西木村の例を基本として新たに設けるものとする。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
3 除雪関係事業	<p>除雪計画</p> <p>出動基準 新雪深10cm以上 午前1時(観測点3箇所)</p> <p>作業時間(原則) 午前2時～7時</p> <p>路線数 535路線(232.4km)</p> <p>平成14年度除雪費決算額 84,031千円</p>	<p>除雪計画</p> <p>出動基準 新雪深10cm以上 午後10時(観測点1箇所)</p> <p>作業時間(原則) 午前0時30分～7時</p> <p>路線数 381路線(148.3km)</p> <p>平成14年度除雪費決算額 60,328千円</p>	<p>除雪計画</p> <p>出動基準 新雪深10cm以上 午前0時(観測点3箇所)</p> <p>作業時間(原則) 午前1時～7時30分</p> <p>路線数 219路線(99.8km)</p> <p>平成14年度除雪費決算額 30,583千円</p>	<p>冬期間の安全な道路通行の確保を最優先課題として、新市において新たに除雪計画を策定する。なお、合併時期が冬期(11～3月)の場合は、当該年度は従前の計画を引き継ぎ運用するものとする。</p> <p>新市における除雪作業の効率化及び経費縮減を図るため、直営・委託方式等の運用方法を見直し、新たな除雪計画に反映させるものとする。</p>
	<p>除雪機材運用</p> <p>直営 5台</p> <p>委託 31台(うち町からの貸与6台)</p>	<p>除雪機材運用</p> <p>直営 なし</p> <p>委託 21台(うち町からの貸与機械20台)</p>	<p>除雪機材運用</p> <p>直営 14台(うちリース1台)</p> <p>委託 なし</p>	
4 公営住宅	<p>公営住宅の設置状況</p> <p>田沢湖町営住宅(全59戸)</p> <p>武蔵野団地 (33戸)</p> <p>公園南団地 (12戸)</p> <p>神代団地 (4戸)</p> <p>武蔵野中央団地 (10戸)</p>	<p>公営住宅の設置状況</p> <p>角館町営住宅(全206戸)</p> <p>玉川住宅 (9戸)</p> <p>田中住宅 (17戸)</p> <p>岩瀬住宅1、2号棟 (10戸)</p> <p>岩瀬住宅3号棟 (5戸)</p> <p>岩瀬住宅4,5,6,10,11号棟 (27戸)</p> <p>岩瀬住宅7号棟 (6戸)</p> <p>岩瀬住宅8、9号棟 (12戸)</p> <p>菅沢住宅1、2号棟 (30戸)</p> <p>菅沢住宅3、4号棟 (30戸)</p> <p>菅沢住宅5、6号棟 (30戸)</p> <p>さくらぎの里B棟 (6戸)</p> <p>さくらぎの里A,C,D,E棟 (24戸)</p>	<p>公営住宅の設置状況</p> <p>西木村営住宅(全34戸)</p> <p>ニュータウン塚野腰 (34戸)</p>	<p>現在設置されている住宅は、新市に引き継ぎ、管理の適正化、効率化に努める。</p>

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
	<p>入居資格(主な要件)</p> <p>同居要件 同居している(しようとしている)親族あり 住宅種類によっては、独居高齢者も可</p> <p>収入要件 月平均20万円以下</p> <p>連帯保証人 原則として 1人</p>	<p>入居資格(主な要件)</p> <p>同居要件 同居している(しようとしている)親族あり</p> <p>収入要件 月平均20万円以下</p> <p>連帯保証人 原則として 2人</p>	<p>入居資格(主な要件)</p> <p>同居要件 同居している(しようとしている)親族あり</p> <p>収入要件 月平均20万円以下</p> <p>連帯保証人 原則として 1人</p>	<p>合併時に田沢湖町、西木村の例に統一する。</p>
	<p>入居者募集及び選考</p> <p>募集時期 随時</p> <p>選考 公開抽選</p>	<p>入居者募集及び選考</p> <p>募集時期 随時</p> <p>選考 必要に応じて入居者選考委員会を設置(委員は3～7名)</p>	<p>入居者募集及び選考</p> <p>募集時期 随時</p> <p>選考 必要に応じて入居者選考委員会を設置(委員は3～7名)</p>	<p>合併時に田沢湖町の例に統一する。</p>
	<p>使用料</p> <p>家賃 公営住宅法施行令第2条の規定による額</p> <p>敷金 家賃の3か月分</p>	<p>使用料</p> <p>家賃 公営住宅法施行令第2条の規定による額</p> <p>敷金 家賃の3か月分</p>	<p>使用料</p> <p>家賃 公営住宅法施行令第2条の規定による額</p> <p>敷金 家賃の3か月分</p>	<p>3町村に差異がなく、現行どおりとする。</p>
	<p>使用料の徴収</p> <p>納期 毎月末日</p> <p>納付方法 納付書</p>	<p>使用料の徴収</p> <p>納期 毎月末日</p> <p>納付方法 納付書及び口座振替</p>	<p>使用料の徴収</p> <p>納期 毎月末日</p> <p>納付方法 納付書及び口座振替</p>	<p>角館町、西木村の例に統一する。</p>

事務事業名	現 況						調整方針	
	田沢湖町			角館町		西木村		
5 用地取得	用地取得単価(単位:円/㎡) (田沢) (生保内) (神代)			用地取得単価(単位:円/㎡) (市外地) (市街地)		用地取得単価(単位:円/㎡)	合併後3年を目途に地域毎の地理的条件を考慮しつつ、公平性・公正性が確保されるよう、取得額算定方法を調整する。なお、それまでは現行どおりとする。	
	宅地 (固定資産税の評価額を参考に算定)			宅地	不動産鑑定による	宅地 3,100~6,000		
	田	1,800	1,800	2,000	田	1,600	同上	田 1,500~2,200
	畑	1,200	1,200	1,400	畑	900	同上	畑 800~1,100
	山林	700	700	700	山林	350	同上	山林 300~360
	原野	300	300	300	原野	450	同上	原野 300~360
								その他 山林単価の1/2 宅地、田は、別に定める点数区分表により区分される。

協議案第43号

電算システム事業の取扱いについて【協定項目23-2】（提案）

電算システム事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	電算システム事業
調整の内容	合併時に住民記録関連電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。 ただし、単独処理業務システムについては、合併時まで調整する。		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
住民記録関連	住民記録・印鑑登録・外国人登録 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータサービス パッケージ: PORIS 処理形態 : オンライン/バッチ システム : オフコン 平成14年度決算額 13,723千円 平成15年度予算額 13,723千円	住民記録・印鑑登録・外国人登録 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 住民記録システム、印鑑登録システム、外国人登録システム 処理形態 : オンライン/バッチ システム : C/S従来型 平成14年度決算額 1,069千円 平成15年度予算額 978千円	住民記録・印鑑登録・外国人登録 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: tops 2 1 処理形態 : オンライン システム : SBC 平成14年度決算額 7,065千円 平成15年度予算額 7,065千円	住民記録関係業務については、3町村いずれかの電算システムを採用し、片寄せ式の統合とする。
住基ネット関連	住基ネット 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータサービス パッケージ: MCJET 処理形態 : オンライン/バッチ システム : C/S従来型 平成14年度決算額 12,101千円 平成15年度予算額 12,101千円	住基ネット 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 総合行政情報システム 処理形態 : オンライン/バッチ システム : C/S従来型 平成14年度決算額 1,734千円 平成15年度予算額 2,021千円	住基ネット 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: tops 2 1 処理形態 : オンライン/バッチ システム : SBC 平成14年度決算額 2,495千円 平成15年度予算額 3,644千円	住基ネットについては、3町村いずれかのシステムを採用し、片寄せ式の統合とする。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
税システム (国民健康保険税を除く)	税システム関係 (都市計画税を除く) 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータサービス パッケージ: PORIS 処理形態 : オンライン/バッチ システム : オフコン 決算額・予算額は住民記録に含む	税システム関係 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ:(税目毎システム) 処理形態 : オンライン/バッチ システム : C/S従来型 平成14年度決算額 9,264千円 平成15年度予算額 8,460千円	税システム関係 (都市計画税を除く) 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC 決算額・予算額は住民記録に含む	住民記録の例による。
国民年金	開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータサービス パッケージ: PORIS 処理形態 : オンライン/バッチ システム : オフコン 決算額・予算額は住民記録に含む	開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 国民年金システム 処理形態 : オンライン/バッチ システム : C/S従来型 決算額・予算額は住民記録に含む	開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC 決算額・予算額は住民記録に含む	住民記録の例による。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
国民健康保険 関連	<p>資格管理 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータ サービス パッケージ: PORIS 処理形態 : オンライン/バッチ システム : オフコン</p> <p>決算額・予算額は住民記録に含む</p> <p>国民健康保険税 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータ サービス パッケージ: PORIS 処理形態 : オンライン/バッチ システム : オフコン</p> <p>決算額・予算額は住民記録に含む</p>	<p>資格管理 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ</p> <p>パッケージ: 総合行政情報システム 処理形態 : オンライン システム : C / S 従来型</p> <p>決算額・予算額は税システム関係 に含む</p> <p>国民健康保険税 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ</p> <p>パッケージ: 税務事務システム 処理形態 : オンライン システム : C / S 従来型</p> <p>決算額・予算額は税システム関係 に含む</p>	<p>資格管理 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ</p> <p>パッケージ: RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC</p> <p>決算額・予算額は住民記録に含む</p> <p>国民健康保険税 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ</p> <p>パッケージ: RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC</p> <p>決算額・予算額は住民記録に含む</p>	住民記録の例による。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
福祉関連	<p>介護保険 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所にて共同処理 参考 介護保険事業費負担金 104,136千円</p> <p>児童手当 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータサービス パッケージ: MINDCITY 児童手当システム 処理形態 : バッチ システム : オフコン</p> <p>決算額・予算額は住民記録に含む</p> <p>福祉医療 システム未導入</p>	<p>介護保険 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所にて共同処理 参考 介護保険事業費負担金 116,387千円</p> <p>児童手当 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 児童手当システム 処理形態 : オンライン システム : C/S従来型</p> <p>平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 324千円</p> <p>福祉医療 システム未導入</p>	<p>介護保険 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所にて共同処理 参考 介護保険事業費負担金 67,655千円</p> <p>児童手当 製造元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC</p> <p>決算額・予算額は住民記録に含む</p> <p>福祉医療 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: RIDS 処理形態 : オンライン システム : SBC</p> <p>決算額・予算額は住民記録に含む</p>	合併時まで調整する。

現 況				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
福祉関連	保育料 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータ サービス パッケージ: PORIS 処理形態 : バッチ システム : オフコン 決算額・予算額は住民記録に含む	保育料 システム未導入	保育料 システム未導入	合併時まで調整する。
上下水道関連	上下水道関係 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: テクノプラン パッケージ: 調定・検針・収納 システム 平成14年度決算額 2,322千円 平成15年度予算額 2,322千円	上下水道関係 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 富士通ビジネス システム東北支社 パッケージ: マインドシティ 検針システム 平成14年度決算額 1,525千円 平成15年度予算額 1,613千円	上下水道関係 開発元 : NEC 導入事業者: ビジネスショップ サイトー パッケージ: COKS1 平成14年度決算額 1,216千円 平成15年度予算額 1,216千円	合併時まで調整する。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
教育関連	学齢簿 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータサービス パッケージ: PORIS 処理形態 : バッチ システム : オフコン 決算額・予算額は住民記録に含む 図書館 システム未導入	学齢簿 システム未導入 (住民記録からデータ抽出を行い、加工の上、使用している) 図書館 開発元 : 日立製作所 導入事業者: 日立情報システムズ パッケージ: LOOKS 処理形態 : オンライン システム : C/S従来型 決算額・予算額はネットワークシステムに含む	学齢簿 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: RIDS 処理形態 : バッチ システム : オフコン 決算額・予算額は住民記録に含む	合併時までには調整する。 現行のとおり新市に引き継ぐ。
選挙関連	選挙管理 (選挙人名簿等) 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 北日本コンピュータサービス パッケージ: PORIS 処理形態 : バッチ システム : PC 決算額・予算額は住民記録に含む	選挙管理 (選挙人名簿等) 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 選挙管理システム 処理形態 : オンライン/バッチ システム : PC 平成14年度決算額 1,090千円 平成15年度予算額 1,038千円	選挙管理 (選挙人名簿等) 開発元 : アイ・エム・サービス 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: RIDS 処理形態 : オンライン システム : PC 決算額・予算額は住民記録に含む	住民記録の例による。

現 況				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
農業委員会関連	農地管理システム 開発元 : ソリマチ株式会社 (全国農業会議所企画) 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 農地等情報総合システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 千円 平成15年度予算額 12,598千円	農地管理システム 開発元 : ソリマチ株式会社 (全国農業会議所企画) 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 農地等情報総合システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 125千円 平成15年度予算額 125千円	農地管理システム 開発元 : ソリマチ株式会社 (全国農業会議所企画) 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 農地等情報総合システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 平成15年度予算額 7,203千円	合併時まで調整する。
農林水産関連	地籍管理 開発元 : 国土情報開発株式会社 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 土地情報総合システム 処理形態 : オンライン システム : PC 平成14年度決算額 616千円 平成15年度予算額 616千円	地籍管理 開発元 : (株)両備システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: スーパー地籍システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 3,024千円 平成15年度予算額 3,024千円	地籍管理 開発元 : 国土情報開発株式会社 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 土地情報総合システム 処理形態 : オンライン システム : PC 平成14年度決算額 1,775千円 平成15年度予算額 1,630千円	合併時まで調整する。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
土木建築関係	公営住宅関係 システム未導入	公営住宅関係 開発元 : 富士通株式会社 導入事業者: 富士通エフ・アイ・ピー株式会社 パッケージ: 公営住宅管理システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 189千円 平成15年度予算額 200千円	公営住宅関係 システム未導入	合併時まで調整する。 合併時まで調整する。
	工事設計積算関係 開発元 : (財)日本建設情報センター 導入事業者: (社)秋田県建設技術センター パッケージ: 新土木工事積算システム 処理形態 : パッチ システム : PC 平成14年度決算額 1,039千円 平成15年度予算額 1,039千円	工事設計積算関係 開発元 : (株)岡田屋 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 明積 V~工事工種体系積算システム 処理形態 : 単体 システム : PC 平成14年度決算額 1,882千円 平成15年度予算額 1,890千円	工事設計積算関係 開発元 : (財)日本建設情報センター 導入事業者: (社)秋田県建設技術センター パッケージ: 新土木工事積算システム 処理形態 : パッチ システム : PC 平成14年度決算額 1,081千円 平成15年度予算額 1,092千円	

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
保健関連 (各町村同一システム)	健康管理 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 県総合保健事業団 パッケージ: 秋田県市町村保健情報システム市町村健康管理システム 集団検診システム 開発元 : 日立情報システム 導入事業者: 県総合保健事業団 パッケージ: 秋田県市町村保健情報システム市町村健診受付システム その他 コクホラインシステム 連合会ネットワークシステム	左に同じ	左に同じ	合併時まで統合する。
その他	グループウェア 開発元 : (株)ネオジャパン 導入事業者: 東日本電信電話(株) パッケージ: デスクネッツ 処理形態 : オンライン/バッチシステム : C/S従来型 決算額・予算額は地域イントラネット維持管理費用に含む。	グループウェア 開発元 : 日立情報システムズ 導入事業者: 開発元に同じ パッケージ: 総合情報システム 処理形態 : オンラインシステム : C/S従来型 平成14年度決算額 5,941千円 平成15年度予算額 6,000千円	グループウェア 開発元 : Lotus Notes/Domino 導入事業者: ICS パッケージ: Notes 処理形態 : オンラインシステム : C/S従来型 平成14年度決算額 561千円 平成15年度予算額 561千円	合併時まで調整する。

協議案第 4 4 号

ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて【協定項目 2 3 - 1 6】（提案）

ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	ごみ収集運搬業務事業
調整の内容	<p>ごみ収集運搬業務事業については、事業の一元化に向け調整するものとする。</p> <p>(1) ごみ分別・収集については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 ただし、収集区域、分別方式及び収集回数については、新市一般廃棄物処理計画を策定の上、調整する。</p> <p>(2) ごみ処理に関する諸制度については、合併時まで調整する。</p> <p>(3) ごみ処理に関する施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
ごみ分別	<p>可燃物 生ごみ、紙くず、プラスチック類</p> <p>不燃物 ガラス類（電球含む）小型家電</p> <p>資源ごみ 缶類、PETボトル、古紙全般</p> <p>粗大ごみ 自転車、畳、家具類、家電（特定4品目除く）、布団類、発泡スチロール</p> <p>電池類 蓄電池を除く乾電池等</p>	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	田沢湖町	角館町	西木村	
ごみ収集	<p>対象人員 町内全世帯 対象区域 町内全域 収集率 100% 収集体制 委託 収集方式 ステーション方式 収集方法 定期収集</p> <p>収集区域を4分割して収集する。収集された可燃ごみと資源ごみは北浦環境センターへ搬入し、不燃ごみは最終処分場へ搬入する</p> <p>平成14年度決算額 50,511千円 平成15年度予算額 45,183千円</p>	<p>対象人員 町内全世帯 対象区域 町内全域 収集率 100% 収集体制 委託 収集方式 ステーション方式 収集方法 定期収集</p> <p>収集された可燃ごみと資源ごみは北浦環境センターへ搬入し、不燃ごみは最終処分場へ搬入する</p> <p>平成14年度決算額 20,313千円 平成15年度予算額 21,000千円</p>	<p>対象人員 村内全世帯 対象区域 村内全域 収集率 100% 収集体制 委託 収集方式 ステーション方式 収集方法 定期収集</p> <p>収集された可燃ごみと資源ごみは北浦環境センターへ搬入し、不燃ごみは最終処分場へ搬入する</p> <p>平成14年度決算額 8,111千円 平成15年度予算額 9,120千円</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。現在の町村界については収集区域の再編を検討する。</p>
ごみ処理に関するその他制度	<p>生ごみ処理容器購入費補助 (いずれも1/2補助) コンポスト 上限10千円 電気式生ごみ処理機 上限15千円</p> <p>平成14年度決算 349千円 平成15年度予算 300千円</p>	<p>生ごみ処理容器購入費補助 (1/2補助) コンポスト 上限5千円</p> <p>平成14年度決算 82千円 平成15年度予算 39千円</p>	<p>生ごみ処理容器購入費補助 (いずれも1/2補助) コンポスト 上限5千円 電気式生ごみ処理機 上限20千円</p> <p>平成14年度決算 134千円 平成15年度予算 235千円</p>	<p>合併時まで調整する。</p>

事務事業名	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
ごみ減量等推進審議会等	<p>田沢湖町廃棄物減量等推進審議会 (平成5年設置 委員数10名) 一般廃棄物の減量等に関する事項を町長の諮問に応じ、調査し審議する。</p> <p>平成14年度決算 27千円 平成15年度予算 55千円</p>	<p>角館町環境美化推進協議会 美化協力員(現在183名)の協力により、ごみ資源化、減量化、分別の周知徹底を行う。</p> <p>平成14年度決算 1,248千円 平成15年度予算 1,135千円</p>	<p>西木村廃棄物減量等推進審議会 (平成 年設置 委員数10名) 一般廃棄物の減量等に関する事項を町長の諮問に応じ、調査し審議する。</p> <p>平成14年度決算 29千円 平成15年度予算 48千円</p>	合併時まで調整する。
ごみ処理施設	<p>田沢湖町一般廃棄物最終処分場 平成14年4月稼働 処理能力(埋立容量) 69,451立米 埋立計画年数 15年 平成14年度末埋立率(覆土含む) 1.68% 使用料 100kgまで200円以下50kg増す毎に100円を加算する。 経費 委託業務(水質検査・浸出水管理、電気保安等)人件費等総額</p> <p>平成14年度決算 5,957千円 平成15年度予算 7,599千円</p>	<p>角館町一般廃棄物最終処分場 平成13年4月稼働 処理能力(埋立容量) 63,600立米 埋立計画年数 15年 平成14年度末埋立率(覆土含む) 4.3% 使用料 100kgまで200円以下50kg増す毎に100円を加算する。 経費 委託業務(水質検査・浸出水管理、電気保安等)人件費等総額</p> <p>平成14年度決算 13,751千円 平成15年度予算 14,423千円</p>	<p>西木村一般廃棄物最終処分場 平成13年4月稼働 処理能力(埋立容量) 14,600立米 埋立計画年数 15年 平成14年度末埋立率(覆土含む) 12.7% 使用料 100kgまで200円以下50kg増す毎に100円を加算する。 経費 委託業務(水質検査・浸出水管理、電気保安等)人件費等総額</p> <p>平成14年度決算 11,276千円 平成15年度予算 11,227千円</p>	現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議案第45号

環境対策事業の取扱いについて【協定項目23-17】（提案）

環境対策事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	環境対策事業
調整の内容	<p>1 環境対策事務及び事業については、再編に向けて次の区分により調整する。</p> <p>(1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの。</p> <p>(2) 新市において調整するもの。</p> <p>2 環境保全の推進については、新市において新たな基本計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p>		

事務事業名	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
環境美化事業等	春のクリーンアップ（雪消え時） 秋のクリーンアップ （田沢湖マラソン直前） 秋田県ビューティフルサンデー （4月第2日曜日） 他、地域住民が団体を構成し、独自に清掃活動を実施する場合	桧木内川河川清掃（花見前）	全村一斉美化奉仕（春、秋の年2回） 春のみごみ袋代を村負担 平成14年度決算 30千円 平成15年度予算 30千円	合併後に再編する。
河川等水質検査	生活雑排水水質検査 （7月～10月 町内10カ所） 検査業者委託により、BOD、COD等23項目の検査を実施する。 平成14年度決算 388千円 平成15年度予算 252千円	最終処分場の処理水のみ検査実施	水質随時調査 （年4回 桧木内川6地点） 平成14年度決算 425千円 平成15年度予算 425千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。具体的検査方法、内容については新市の環境計画による。

事務事業名	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
不法投棄ごみ防止等	<p>不法投棄監視員 (降雪期を除く毎年度) 全町を10分割とし担当区を設置 のうえ、10名の監視員が、看板設 置・パトロールを行い、報告書を作 成、担当課あて提出する。</p> <p>平成14年度決算 250千円 平成15年度予算 230千円</p>	<p>職員による林道等の不法投棄パト ロール(不定期)</p>	<p>不法投棄パトロール 不法投棄監視員3名によるパトロ ールを実施。また、郵便局との委託 契約により村内パトロール・ゴミ捨 て禁止看板等の設置を実施する。</p> <p>平成14年度決算 150千円 平成15年度予算 105千円</p>	合併時に統合する。
特定施設各種届出等	<p>都市計画区域等において、騒音規制 法、振動規制法に規定されている特 定施設を建設、設置する場合に必要 な届出書の受理・審査を行う。 (田沢湖町においては製材所)</p> <p>届出受理・審査の業務であるため 予算決算無し。</p>	<p>都市計画区域等において、騒音規制 法、振動規制法に規定されている特 定施設を建設、設置する場合に必要 な届出書の受理・審査を行う。</p> <p>届出受理・審査の業務であるため 予算決算無し。</p>	なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。
環境に関する計画等	<p>田沢湖町環境保全条例 (平成2年制定) 田沢湖町地球温暖化対策実行計画</p>	<p>角館町役場地球温暖化対策実行 計画(平成15年度～19年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい公共施設の行動 ・「環境宣言の村」アクション プログラム ・西木村役場地球温暖化対策 実行計画 (いずれも策定中) <p>「西木村環境保全基本条例」におい て、環境理念を設け実現に向けて環 境保全等を総合的に計画する。</p>	<p>新市において新たに「地球温暖 化対策実行計画」「環境づくり 計画」を策定する。</p> <p>新計画が策定されるまでの間 は、現計画を新市に引き継ぎ運 用する。</p>

協議案第46号

上・下水道事業の取扱いについて【協定項目23-22】（提案）

上・下水道事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	上下水道関係事業の取扱い
調整の内容	<p>【上水道(簡易水道、小規模水道を含む)事業について】</p> <p>(1)上水道事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、健全運営と普及率の格差是正に努めるものとする。</p> <p>(2)加入金等の取扱いについては、合併時に角館町の例に統一する。</p> <p>(3)上水道使用料については当面現行どおりとし、合併後の統一に向けて段階的に調整するものとする。</p> <p>【下水道(公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、林業集落排水、簡易排水を含む)事業について】</p> <p>(1)下水道事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、健全運営と普及率の格差是正に努めるものとする。</p> <p>(2)受益者負担金については、認可されている計画事業は、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3)下水道使用料については当面現行どおりとし、合併後の統一に向けて段階的に調整するものとする。</p> <p>【合併処理浄化槽設置事業について】</p> <p>(1)補助金交付型事業の補助金限度額については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2)市町村設置型事業(個別排水処理施設を含む)の受益者分担金及び使用料については、平成18年度までは、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>【設備整備補助等の制度について】</p> <p>(1)水洗便所改造資金助成制度については、合併後5年間は現行どおりとする。</p> <p>(2)田沢湖町独自の助成制度については、合併時に廃止する。</p> <p>(3)西木村独自の集落排水環境整備費補助金については、合併後5年間はその例により、新市に引き継ぐものとする。</p>		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
1 上水道事業	<p>上水道事業の実施状況</p> <p>田沢湖町水道事業(地方公営企業法適用) 生保内地区</p> <p>田沢湖町簡易水道事業(地方公営企業法適用) 田沢地区 瀧地区 田沢湖高原地区 水沢地区 城廻地区</p> <p>上水道普及率(H15.4現在) 普及率(給水人口/総人口) 53.6%</p>	<p>上水道事業の実施状況</p> <p>角館町水道事業(地方公営企業法適用) 角館地区</p> <p>角館町簡易水道事業(地方公営企業法適用) 白岩地区 釣田地区 西長野地区</p> <p>角館町小規模水道事業(地方公営企業法適用) 北沢地区</p> <p>上水道普及率(H15.4現在) 普及率(給水人口/総人口) 45.1%</p>	<p>上水道事業の実施状況</p> <p>西木村簡易水道事業 西明寺地区 瀧野地区 桧木内地区 西根地区 中里地区 北部地区</p> <p>西木村小規模水道事業 瀧尻地区 相内瀧地区</p> <p>上水道普及率(H15.4現在) 普及率(給水人口/総人口) 69.0%</p>	<p><上水道事業> 現行どおり新市に引き継ぎ、合併時から地方公営企業法を適用し健全運営に努めるものとする。</p> <p><簡易水道事業及び小規模水道事業> 現行どおり新市に引き継ぎ、地方公営企業としての健全運営に努めるものとする。</p> <p>また、上水道の普及率の向上を図るとともに格差是正に努めるものとする。</p>

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
	加入金等 特別使用料として 30,000円/件	加入金等 設計審査及び工事検査手数料として (1件あたり) 口径13・20mm 新築・全面改造 8,000円 その他 4,000円 口径25・30mm 新築・全面改造 10,000円 その他 5,000円 口径40・50mm 新築・全面改造 14,000円 その他 7,000円 口径75・100mm 新築・全面改造 20,000円 その他 10,000円 口径150mm 新築・全面改造 30,000円 その他 15,000円	加入金等 加入金として 15,750円/件 設計審査及び工事検査手数料として (1件あたり) 口径13mm 2,000円 口径20mm 3,000円 口径25～40mm 4,000円 口径50mm～ 5,000円	合併時に、給水装置規模に応じて手数料として徴収している角館町の例に統一する。
	検針 検針員数 3名(委託) 冬期間(1～4月)概算請求、5月精算	検針 検針員数 4名(委託) 冬期間(1～4月)概算請求、5月精算	検針 検針員数 2名(委託) 冬期間(12～4月)概算請求、5月精算	検針業務については、検針員数を現行どおりとして新市に引き継ぐものとする。 なお、冬期間の取扱い(メーター確認できないもの)については、西木村の例により調整する。
	上水道の用途区分及び使用料の算定 用途区分 (別表1を参照) 使用料の算定 (別表2を参照)	(同 左)	(同 左)	上水道使用料については、当面現行どおりとし、合併後の統一に向けて段階的に調整するものとする。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
	使用料徴収 直接納付 納付書発行 毎月15日 納期限 毎月末日 口座振替 口座振替日 毎月25日 集金(簡易水道のみ) 徴収員数 4名(委託)	使用料徴収 直接納付 納付書発行 毎月15日 納期限 毎月末日 口座振替 口座振替日 毎月28日 集金 徴収員数 2名(委託)	使用料徴収 直接納付 納付書発行 毎月15日 納期限 毎月25日 口座振替 口座振替日 毎月20日 集金 なし	合併時から、直接納付による納期限及び口座振替日は、毎月末日とする。 (下水道使用料徴収の調整方針と同一) また、集金業務については、当面現行どおりとする。
	給水装置工事事業者指定 指定有効期間 なし 登録手数料 10,000円/件	給水装置工事事業者指定 指定有効期間 なし 登録手数料 10,000円/件	給水装置工事事業者指定 指定有効期間 なし 登録手数料 10,000円/件	施工技術の維持向上と責任施工を促進するため、合併時から、有効期間を「2年」とし、登録手数料は「10,000円」とする。 (排水設備工事店指定の調整方針と同一)
	諮問機関等 なし	諮問機関等 角館町指定給水装置工事事業者審査委員会 角館町水道運営審議会 委員 10名以内(任期2年)	諮問機関等 西木村指定給水装置工事事業者審査委員会	指定給水装置工事事業者審査委員会は、合併時に廃止する。 水道運営審議会は、新市において新たに設置する。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
2 下水道事業	下水道事業の実施状況 公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業	下水道事業の実施状況 公共下水道事業 農業集落排水事業 前郷地区	下水道事業の実施状況 農業集落排水事業 西明寺地区 西明寺南部地区 西明寺西部地区 桧木内地区 戸沢地区 林業集落排水事業 相内潟地区 中里地区 簡易排水事業 潟尻地区	下水道事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、地方公営企業としての健全な運営に努めるものとする。 また、普及率及び水洗便所設置率の向上を図るとともに格差是正に努めるものとする。
	下水道普及率 普及率(処理区内人口/総人口) 39.8% 水洗便所設置率(設置/総人口) 27.8%	下水道普及率 普及率(処理区内人口/総人口) 64.7% 水洗便所設置率(設置/総人口) 19.0%	下水道普及率 普及率(処理区内人口/総人口) 81.2% 水洗便所設置率(設置/総人口) 39.2%	
	受益者負担金 負担額 武蔵野負担区 227円/m ² 武蔵野第2負担区 320円/m ² 宿 負担区 390円/m ² 春山負担区 290円/m ² 潟前負担区 340円/m ² 賦課 5年分割 年4回(7、9、11、1月) 徴収 窓口納付及び口座振替 前納報奨金 納期前一括納付につき、支払残回数に応じて納付金額の2%~20%	受益者負担金 負担額 下水 410円/m ² 農集 100,000円/戸 賦課 3年分割 年4回(6、8、10、12月) 徴収 窓口納付	受益者負担金 なし	合併時に認可されている事業の受益者負担金については現行どおりとし、合併後の認可事業については新市で定めるものとする。 なお、賦課及び徴収業務については田沢湖町の例に統一する。 また、前納報奨金制度については、合併後5年間は田沢湖町の例により、新市に引き継ぐものとする。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
	下水道使用料の算定 水道水の使用量に基づく算定 (別表3を参照)	(同 左)	下水道使用料の算定 世帯員数に基づく算定 (別表3を参照)	下水道使用料については、 当面現行どおりとし、合併後の 統一に向けて段階的に調整 するものとする。
	使用料徴収 直接納付 納付書発行 毎月15日 納期限 毎月末日 口座振替 口座振替日 毎月25日 集金 上水道料金徴収員が併せて実施	使用料徴収 直接納付 納付書発行 毎月16日 納期限 毎月28日 口座振替 口座振替日 毎月28日 集金 なし	使用料徴収 直接納付 納付書発行 毎月15日 納期限 毎月末日 口座振替 口座振替日 毎月20日 集金 徴収員数 3名(委託)	合併時から、直接納付による 納期限及び口座振替日は、 毎月末日に統一する。 (上水道使用料徴収の調整 方針と同一) また、集金業務については、 現行どおりとする。
	排水設備工事店指定 指定有効期間 2年間 登録手数料 20,000円/件	排水設備工事店指定 指定有効期間 5年間 登録手数料 なし	排水設備工事店指定 指定有効期間 5年間 登録手数料 なし	施工技術の維持向上と責任 施工を促進するため、合併時 から、有効期間を「2年」とし、 登録手数料は「10,000円」と する。 (給水工事事業者指定の調 整方針と同一)
3 合併処理浄 化槽設置事業	補助金交付型(下水道区域内) 補助金限度額 5人槽 375,000円/か所 7人槽 438,000円/か所 10人槽 555,000円/か所	(同 左)		補助金限度額については、 現行のとおりとする。
		市町村設置型(下水道区域外) 受益者分担金(専用・併用住宅の場合) 5人槽 93,900円/か所 7人槽 109,500円/か所 10人槽 139,200円/か所 使用料 専用・併用住宅 基本額1,500円/世帯 人数割 500円/人 事業所等 基本額3,000円/世帯 人数割 500円/人	市町村設置型(下水道区域外) 受益者分担金 なし 使用料 (集落排水事業使用料と同一)	受益者負担金及び使用料に ついては、平成18年度(西木 村の事業計画終了年度)まで は、現行どおりとする。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
4 設備整備補助等の制度	<p>水洗便所改造資金助成制度 資金 融資斡旋(金融機関)</p> <p>対象要件 供用開始から3年以内</p> <p>限度額 1戸1件につき60万円(借家、アパート等で2以上ある場合、1戸20万円以内とし100万円)</p> <p>利子 無利子(町負担) 融資期間 40か月均等 連帯保証人 2名</p>	<p>水洗便所改造資金助成制度 資金 融資斡旋(金融機関)</p> <p>対象要件 供用開始から3年以内</p> <p>限度額 1件につき100万円</p> <p>利子 無利子(町負担) 融資期間 50か月均等 連帯保証人 2名(うち家族1名)</p>	<p>水洗便所改造資金助成制度 資金 西木村トイレ水洗化改造等 資金貸付基金</p> <p>対象要件 供用開始から3年以内の規定なし</p> <p>限度額 72万円(借家、アパート等水洗化するトイレが2か所以上ある場合は、1か所30万円以内とし150万円まで)</p> <p>利子 無利子 融資期間 72か月均等 連帯保証人 1名</p>	<p>合併後5年間は現行どおりとする。ただし、田沢湖町の限度額及び融資期間については、角館町の例に統一できるよう金融機関等と調整に努めるものとする。</p>
	<p>助成制度 自己資金で実施した場合、町が1万円を交付(借家、アパート等の場合、1戸1万円とし5万円まで)</p>			
				<p>集落排水環境整備補助金</p> <p>対象工事 宅地内公共マス～最寄りの雑排水口までの管理設工事 村の事業を待たずに個人で合併浄化槽を設置する工事</p> <p>対象者 世帯全員が61歳以上</p> <p>補助限度額(工事費の1/2以内とし) 管理設工事 30,000円～120,000円 加入者及び工事の各要件による 合併処理浄化槽設置工事 120,000円</p>

協議案第 4 7 号

地域交通対策関係事業の取扱いについて【協定項目 2 3 - 3 0】（提案）

地域交通対策関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	地域交通対策関係事業の取扱い
調整の内容	生活バス路線維持、町営バス等の公共交通機関の確保・充実に関する事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

事務事業名	現 況			調整方法
	田沢湖町	角館町	西木村	
公共交通機関 の確保・充実	生活バス路線維持	生活バス路線維持	生活バス路線維持	現行のとおり新市に引き継ぐ。 (なお、内陸線運営については合併後速やかに事業縮小又は廃止も含めて県・関係町村と協議中である)
	岡崎院内線他8系統	岡崎院内線他8系統	檜木内線他3系統	
	平成14年度決算額 9,121千円	平成14年度決算額 6,447千円	平成14年度決算額 9,494千円	
	平成15年度予算額 9,121千円	平成15年度予算額 9,159千円	平成15年度予算額 9,700千円	
	町営バス運行	町営バス運行		
	向生保内線	中川線他2系統		
	平成14年度決算額 4,337千円	平成14年度決算額 25,043千円		
	平成15年度予算額 4,746千円	平成15年度予算額 25,600千円		
	秋田内陸縦貫鉄道運営	秋田内陸縦貫鉄道運営	秋田内陸縦貫鉄道運営	
平成14年度決算額 12,792千円	平成14年度決算額 29,229千円	平成14年度決算額 17,079千円		
平成15年度予算額 12,792千円	平成15年度予算額 28,901千円	平成15年度予算額 17,079千円		